平成２３年（再ロ）第１０００１号

長崎県島原市湊町301番地
再生債務者　久柴　容子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月16日付再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月16日まで
平成23年９月２日
長崎地方裁判所島原支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００７０号

東京都練馬区中村３―20―８―501
再生債務者　福尾　孝伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００１９号

千葉県船橋市丸山３―59―10
再生債務者　星川　和宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００２８号

東京都練馬区南田中２―23―23―402
再生債務者　河根　宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１号

沖縄県国頭郡今帰仁村字玉城341番地１シャトータミナト２―Ｂ
再生債務者　新城　亮子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月１日　那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（再ロ）第６号

福島県郡山市安積町笹川字篠川６番地
再生債務者　森合　雅美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月１日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再ロ）第２号

石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘２丁目241番地
再生債務者　本江　優
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月１日
金沢地方裁判所

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月十七日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年十月十二日に予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十四日
掲載頁　一一四頁（号外第一三五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十四日
掲載頁　一一四頁（号外第一三五号）
平成二十三年九月九日
広島市中区八丁堀四番一五号
（甲）株式会社ＧＡパートナーズ
代表取締役　卜部　清和
広島市中区上八丁堀四番一号
（乙）株式会社グランドアメニティ
代表取締役　卜部　清和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月十二日であり組織変更後の商号は株式会社京橋パンとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年九月九日
東京都足立区梅島１丁目二五番二七号
合資会社京橋パン
代表社員　佐藤　成子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年九月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十三年九月九日
東京都渋谷区神宮前六丁目１九番１三号
株式会社スマートボックス
代表取締役　三浦　洋一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年九月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十三年九月九日
東京都千代田区飯田橋三丁目１１番１三号
通信メディア企画株式会社
代表取締役　白井　大雅

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年九月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十三年九月九日
東京都港区浜松町一丁目七番三号
株式会社イーゴルフポケット
代表取締役　堀　新

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月三十日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主を定めましたので公告します。
平成二十三年九月九日
長野県松本市波田二九五一番地三七
大栄産業株式会社
代表取締役　藤本　博史

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二百株を二万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十三年九月九日
名古屋市昭和区桜山町六丁目１〇五番地の二
株式会社三悦商会
代表取締役　樋田　浩三

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。
平成二十三年九月九日
鳥取県西伯郡大山町大山１１四番地
大山観光開発株式会社
代表取締役　比留田輝夫

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。
なお効力発生日は平成二十三年十月一日です。
平成二十三年九月九日
長野県長野市若宮１丁目二番地１
（甲）みすずホールディングス株式会社
代表取締役　塚田　裕一
長野県長野市大字若里一六〇六番地
（乙）株式会社みすずコーポレーション
代表取締役　塚田　裕一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十月十二日までに当社にご提出下さい。
平成二十三年九月九日
福岡県大川市大字酒見一一二番地の一
株式会社近藤材木店
代表取締役　近藤　敏郎